

重点医師偏在対策支援区域について

1 重点医師偏在対策支援区域

(1) 支援区域の考え方

- ・ 今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師が確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が速い地域等を「重点医師偏在対策支援区域」（以下「支援区域」という。）と設定した上で、優先的かつ重点的に対策を進める。
- ・ 都道府県は、支援区域を対象とした医師偏在是正プランを策定する。
- ・ 支援区域の設定については、都道府県において、厚生労働省の提示する候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、へき地尺度（mRIJ）、医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、今後の人口動態等を考慮した上で、真に重点的に医師を確保する必要がある区域に限り設定する。当該区域は、二次医療圏のほか、市町村単位、地区単位等の設定も可能とする。

(2) 支援対象医療機関の考え方

- ・ 支援区域内に存在する全ての医療機関を一律に対象とするのではなく、支援区域内に存在する医療機関のうち特に支援を行う必要がある医療機関を選定する。
- ・ 支援対象医療機関については、都道府県が、経済的インセンティブに係る事業ごとに個別に設定することができる。

(3) 支援区域における医師偏在対策を推進するための施策（経済的インセンティブに係る事業）

- ・ 診療所の承継・開業支援事業
- ・ 医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業
- ・ 医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業

2 現行の支援区域（先行的な医師偏在プランの策定、実施における支援区域）

区域の設定については、国から提示された候補区域は雲南圏域、大田圏域であるが、地域の実情に応じた設定が認められており、医師確保計画において支援対象としている医師少数区域及び医師少数スポットを設定。

3 医師偏在指標更新に伴う厚生労働省の提示する候補区域の更新

- ① 各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏
- ② 医師少数県の医師少数区域
- ③ 医師少数区域かつ可住地面積あたりの医師数が少ない二次医療圏（全国で下位1／4）

⇒ 本県は、雲南圏域が候補区域

4 支援区域について

(1) 考え方と設定

- ・ 高齢の医師により医療が維持されており、広範な地域を少数の医師で支えている地域は、重点的に医師を確保する必要がある。
- ・ また、松江市、出雲市の中山間地域においても重点的に医師を確保する必要がある。
- ・ 上記を踏まえた地域は、医師少数区域及び医師少数スポットと同じ地域となるため、医師少数区域及び医師少数スポットを支援区域とする。

圏域名	市町村名	支援区域
松江	松江市	(旧市町村名) 鹿島町、島根町、美保関町 (地区名) 本庄、秋鹿、大野、忌部、八雲
	安来市	全域
雲南	雲南市、奥出雲町、飯南町	全域
出雲	出雲市	(旧市町村名) 佐田町、多伎町 (地区名) 朝山、稗原、乙立、上津、鰐淵、西田、 北浜、佐香、野郷、地合、東、荒木、 日御碕、鵜鷺、大社、遥堪、阿宮
大田	大田市、川本町、美郷町、邑南町	全域
浜田	浜田市、江津市	全域
益田	益田市、吉賀町、津和野町	全域
隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村 隠岐の島町	全域

(2) 支援対象医療機関について

- ・ 支援区域内に所在する医療機関のうち、支援を行う必要のある医療機関については、施策に応じて検討していく。
- ・ 検討に当たっては、医療機関へのアクセスについても考慮したい。

※令和7年医療法改正により、保険者からの拠出による支援区域における医療機関への派遣医師・従事医師に対する医師手当事業が予定されている。医師手当事業における医療機関の検討においては、国から県に配分される医師手当費用等に留意する必要がある。